海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

国事行為臨時代行名

平成二十一年七月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第百八十六号

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第一条　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五十九条の五の三第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第一項の規定に基づき国外に派遣される自衛隊の部隊

第五十九条の五の四第十五項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の四第二項第二号中「特別警備業務」の下に「又は海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号。以下「海賊対処法」という。）第八条第一項において準用する海上保安庁法第十七条第一項の規定による立入検査を行う業務のうち対象船舶が容易に停止しないこと若しくは対象船舶にいる者が武装していると予想されることにより当該業務の遂行に特に困難若しくは危険が伴うもの（以下「特別海賊対処業務」という。）」を加える。

別表第五海上警備等手当の項中「特別警備業務に」を「特別警備業務若しくは特別海賊対処業務に」に改め、「搭乗して」の下に「当該」を加え、「自衛隊法第八十二条の規定により行動を命ぜられた職員であつて、公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）において行われる海賊行為から我が国に関係する船舶を防護するために海外の地域において行う業務（自衛隊法第九十三条第二項において準用する海上保安庁法第十七条第一項の規定による立入検査に関する業務（以下この表において「立入検査業務」という。）」を「海賊対処法第七条第一項の規定により海上において海賊行為（海賊対処法第二条に規定する海賊行為をいう。以下この表において同じ。）に対処するため必要な行動をとることを命ぜられた自衛隊の部隊の職員であつて、海外の地域において行う業務（公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）において行われる海賊行為に対処するためのものに限り、海賊対処立入検査業務（海賊対処法第八条第一項において準用する海上保安庁法第十七条第一項の規定による立入検査に関する業務をいう。以下この表において同じ。）」に、「立入検査業務（特別警備業務）」を「自衛隊法第九十三条第二項において準用する海上保安庁法第十七条第一項の規定による立入検査に関する業務（特別警備業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）又は海賊対処立入検査業務（特別海賊対処業務）」に改める。

（防衛省組織令の一部改正）

第三条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第四号中「第八十二条の二」を「第八十二条の三」に改める。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第四条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百四条の二中「第八十二条の二第三項」を「第八十二条の三第三項」に改める。

第百四十九条の表第六十四条の項中「第八十二条」の下に「、第八十二条の二」を加える。

第百五十一条の二中「第八十二条の二第一項」を「第八十二条の三第一項」に改める。

（防衛省職員の災害補償に関する政令の一部改正）

第五条　防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和二十六年法律第百九十一号」の下に「。以下「準用補償法」という。」を加え、同条第二項中「法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法」を「準用補償法」に改める。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（公務で外国旅行中の職員等に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例）

第三条　公務で外国旅行中の職員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第一項の規定による海賊対処行動に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償（船員法第一条に規定する船員である海上自衛官に係る遺族補償一時金を除く。）については、準用補償法第十二条の二第二項の規定による額、準用補償法第十三条第三項若しくは第四項の規定による額、準用補償法第十七条第一項の規定による額又は準用補償法第十七条の六第一項の政令で定める額は、それぞれ当該額に百分の五十（傷病補償年金のうち、準用補償法第十二条の二第一項第二号の政令で定める第一級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、同号の政令で定める第二級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五、障害補償のうち、準用補償法第十三条第二項に規定する第一級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、同項に規定する第二級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五）を乗じて得た額を加算した額とする。

2　船員法第一条に規定する船員である海上自衛官の準用補償法第二十条の三に規定する公務で外国旅行中の職員の公務上の災害に係る遺族補償一時金の額については、船員法第一条に規定する船員である海上保安官の例による。

附則第二項中「法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（以下「準用補償法」という。）第十二条の二第二項の規定による額、準用補償法第十三条第三項若しくは第四項の規定による額、準用補償法第十七条第一項の規定による額又は準用補償法第十七条の六第一項の政令で定める額は、それぞれ当該額に百分の五十（傷病補償年金のうち、準用補償法第十二条の二第一項第二号の政令で定める第一級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、同号の政令で定める第二級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五、障害補償のうち、準用補償法第十三条第二項に規定する第一級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、同項に規定する第二級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五）を乗じて得た額を加算した額とする」を「第三条第一項の規定を準用する」に改める。